

宮城県特別支援教育研究会会則

事務局

第1条 本会は、宮城県特別支援教育研究会と称し、事務局を会長在勤の学校に置く。

組織

第2条 本会は、次の者をもって組織する。

- 1 県内小・中学校特別支援学級担任者ならびに特別支援学校の教職員
- 2 本会の趣旨に賛同する県内小・中学校特別支援学級担任者以外の教職員
- 3 本会には研究専門部をもうけることができる。専門部規定は別に定める。

目的

第3条 本会は、宮城県における特別支援教育の振興のために連絡提携し、研究活動の促進をはかることを目的とする。

事業

第4条 本会は、その目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1 研究活動について各学校、学級の連絡提携をはかること
- 2 研究会・講習会・研究発表会等の開催
- 3 特別支援教育に関する調査
- 4 研究報告書の刊行ならびに配布
- 5 資料図書を紹介および交換
- 6 研究補助金に関すること
- 7 その他、本会の目的を達成するために必要な事業

役員

第5条 本会は次の役員を置く。

会長	1名
副会長	4名
常任理事・幹事	若干名
監事	3名
幹事	若干名

第6条 会長・副会長・監事は理事会において選出する。

- 1 理事は、各研究団体毎に選出する。
- 2 常任理事は、理事の中から会長が委嘱する。
- 3 役員任期は1年とし、再任を妨げない。
- 4 役員に変更があった場合の任期は、前役員任期をひきつぐものとする。

第7条 本会に、顧問・参与を置くことができる。顧問・参与は常任理事会の承認をえて会長がこれを委嘱する。

第8条 幹事は、会長が委嘱する。

任 務

第 9 条 役員の仕事は、次の通りとする。

- 1 会長は会務を総括し、本会を代表する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長が事故あるときはこれを代理する。
- 3 理事は本会の重要事項を立案審議する。
- 4 常任理事は運営の企画と、理事会において議決された事業の執行にあたり、緊急の場合は常任理事会をもって理事会に代えることができる。
- 5 監事は、会計の監査をする。
- 6 幹事は、会長の命を受けて本会の事務を処理する。

会 議

第 10 条 本会の会議は、次の通りとし、会長がこれを招集する。

理事会 常任理事会 幹事会 選考委員会

経 費

第 11 条 本会の会費は、会費、補助金、助成金、雑収入をもってあてる。

会費は理事会において定める。

表 彰

第 12 条 表彰規定は別に定める。

- 1 本県特別支援教育の発展に寄与する優秀な研究を発表した者を選考の上表彰する。

会 計 年 度

第 13 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日にはじまり、翌年 3 月 31 日をもっておわる。

付 則

第 14 条 本会則は、昭和 38 年 6 月 18 日より施行する。

会則一部改正	昭和 42 年 6 月 17 日より施行
会則一部改正	昭和 43 年 6 月 19 日より施行
会則一部改正	昭和 46 年 6 月 28 日より施行
会則一部改正	昭和 52 年 6 月 20 日より施行
会則一部改正	昭和 53 年 6 月 23 日より施行
会則一部改正	昭和 56 年 6 月 29 日より施行
会則一部改正	平成 16 年 4 月 1 日より施行
会則一部改正	平成 18 年 6 月 16 日より施行
会則一部改正	平成 19 年 5 月 31 日より施行